

お知らせ版



2018 1 / 15

No. 295

棚倉町役場
地域創生課 ☎33-2112

寝具類洗濯乾燥消毒サービスについて

布団や毛布など、寝具類の衛生を保つために、洗濯及び乾燥消毒のサービスを行います。

対象者

- ①高齢者(65歳以上)の一人暮らしで、寝具類の衛生管理が困難な方
- ②高齢者(65歳以上)のみの世帯で、寝具類の衛生管理が困難な方
- ③身体障がい者等で、寝具類の衛生管理が困難な方(家族により衛生管理が行われている方は除きます)

☆一人につき、下記の品物を3点まで申し込めます。

掛け布団・敷き布団・毛布・二重毛布・丹前・かい巻き・肌掛け
(座布団、こたつ布団等は該当しません)

☆羽毛布団・羊毛布団は、上記枠内のもの1点と併せて2点までとなります。

[例] 掛け布団、敷き布団、二重毛布の3点
羽毛(羊毛)布団、二重毛布の2点

実施日 預かり…2月20日(火)
配達…2月27日(火)

料金 かった金額の3割

申込方法

保健福祉センター、地域包括支援センター、担当ケアマネージャー、または民生委員へお申し込みください。

※替え布団が無い方については無料で布団を貸し出しますので、併せてお申し込みください。

申込期限 2月5日(月)

■お問い合わせ

健康福祉課 高齢者係(保健福祉センター内)
☎33-7801

首都圏にお住まいの方にお知らせください!

第11回 たなぐら市(いち)開催

福島県アンテナショップで、棚倉町の物産品等をPRする「たなぐら市(いち)」を開催します。首都圏の方々に棚倉町の魅力をPRする絶好の機会ですので、ご親戚やご友人にぜひお知らせください。

日時 2月10日(土) 午前11時～午後5時30分
2月11日(日) 午前11時～午後4時

会場 日本橋ふくしま館 MIDETTE
東京都中央区日本橋室町4-3-16

催し

- 棚倉の冬の特産品『たなぐらいちご』を販売!
- 出張! 修明笑店(2月10日(土)のみ開催)
たなぐらブランドに認証された、高校生開発の『修明ブルーベリーカレー』『棚倉ブルーベリーかりんとう』を販売します。
- 棚倉物産コーナー
特産品『ブルーベリー』のジャムやジュースのほか、棚倉町の物産品を販売します。

実演

- 新年の運試し! お米獲得ゲーム
ボールをひいて出た色に応じて美味しい棚倉産のお米が獲得できます。



■お問い合わせ 産業振興課 商工係 ☎33-2113

棚倉町任期付職員(幼稚園教諭)を募集します

申込期限 2月2日(金)

募集人数 5名程度

任用期間 4月1日から1年間(更新の場合あり)
詳細は、町のホームページ又は下記までお問い合わせください。

■応募・お問い合わせ 総務課 行政管理係 ☎33-2111

2月の心配ごと相談

	民生委員	弁護士(要予約)
開催日	13日(火)	15日(木)
時間	午前9時～正午	午前10時30分～午後3時
場所	保健福祉センター 相談室	
お問い合わせ	町社会福祉協議会 ☎33-2623	

住民税及び所得税の申告相談を実施します

平成30年度住民税(町県民税)及び平成29年分所得税の申告期限は「3月15日」です。

町では、2月14日から3月15日まで、申告相談を実施いたします。相談をご希望の方は会場までお越しください。なお、個人宛の通知はしておりませんのでご注意ください。

申告をしなければならない方

平成30年1月1日現在で棚倉町に居住している方は、平成29年1月から12月までの収入(所得)を申告しなければなりません。

※国民健康保険の被保険者は、収入がない場合でも国民健康保険税に関する申告が必要です。

営業等(その他の事業を含む)、農業、給与、不動産、配当、利子、雑、山林、譲渡、一時所得などがあります！



○平成23年度税制改正により、公的年金等を受給されている方で年金等収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下であれば、所得税の確定申告は必要なくなりました。(外国で支払われる年金、源泉徴収なしは除く。)

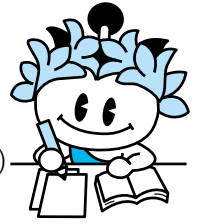
ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除(社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除、扶養控除等の追加)を受ける場合には、住民税の申告が必要となります。住民税の申告を行わなかった場合、次年度の住民税等が本来納めるべき金額より高くなる可能性があります。

○未申告者は推計により課税されます。そのため各所得控除が受けられず、余分な税金を納めることになりますので、必ず申告してください。

申告相談当日持参するものをチェックしましょう!

- 印鑑
- マイナンバーカード又は、同通知カード・免許証等の本人確認書類
- 給与所得者の方は、給与の源泉徴収票
- 公的年金受給者の方は、年金の源泉徴収票
- 農業を営んでいる方や、営業(その他の事業を含む)収入、不動産収入、山林収入のある方は、収支を記載した帳簿書類(ただし、収支内訳書を自分で作成してくる方は不要です。)
- 土地や家屋の譲渡等がある方は、買取申出証明書・買取証明書または売買契約書等及びその譲渡に伴い支出した費用がある場合は領収書など
- 生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震(旧長期損害)保険料の払込証明書など
- 社会保険等の任意継続の場合は保険料の領収書、国民年金・農業者年金保険料等の領収書
- 医療費控除を受ける方は、「医療機関等の領収書」又は「医療費のお知らせ」
- セルフメディケーション税制を受ける方は、「医薬品の領収書」、「各検査・診断などの通知書」など
- はじめて住宅借入金等特別控除を受ける方は、住民票・登記簿謄本・借入金の年末残高証明書・工事請負契約書または工事代金の領収書・認定長期優良住宅の場合は認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書、2年目以降の方は、借入金の年末残高証明書・住宅借入金等特別控除申告書
- 税務署からお知らせはがき又は申告用紙が届いた方は、そのお知らせはがきなど
- 申告者の金融機関の通帳及び通帳印(口座振込による納付または還付の場合必要となります。)



申告相談 受付日程表**受付時間** 午前8時20分～午後4時30分

(正午～午後1時の間は、受付はしていますが、相談は午後1時以降になります。)

相談時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時**会場** 役場正庁(3階)

◎受付を午前中に済ませても、申告相談の進み具合によっては午後の相談となる場合がありますのでご了承ください。

◎お住まいの地区の受付日に相談できない場合は、別の受付日でも相談できます。

受付月日	曜日	行政区名	受付月日	曜日	行政区名
2月14日	水	給与または年金のみの方の還付申告 (社川・高野・近津山岡地区)	3月1日	木	堤・金沢内・小菅生
2月15日	木	給与または年金のみの方の還付申告 (棚倉地区)	3月2日	金	棚倉(1・8区)
2月16日	金	瀬ヶ野・小爪・祝部内・富岡	3月4日	日	全地区(地区指定はありません)
2月19日	月	山際・福岡・強梨・大梅・漆草・戸中	3月5日	月	棚倉(2区)・館ヶ丘
2月20日	火	寺山・双ノ平・塚原	3月6日	火	棚倉(3・5区)
2月21日	水	八槻(1・2・3・4区)	3月7日	水	棚倉(4・11区)・堀川
2月22日	木	八槻(5・6区)・祖父岡・山田・岡田	3月8日	木	棚倉(6・7区)
2月23日	金	下山本・上手沢・下手沢	3月9日	金	棚倉(9・13区)
2月26日	月	中山本・北山本・流	3月12日	月	棚倉(10・12区)
2月27日	火	上台・板橋・玉野・福井	3月13日	火	棚倉(14・15区)
2月28日	水	一色・逆川・天王内	3月14日	水	全地区(地区指定はありません)
			3月15日	木	全地区(地区指定はありません)

○2月14日・15日は、還付申告のみ受け付けます。

なお、2月14日は社川・高野・近津山岡地区、2月15日は棚倉地区の方となっております。
(収入が給与または年金のみの方が対象となります。)

○休日(3月4日(日))に相談日を設けていますが、白河税務署が休みのため、相談内容によっては一日で終わらない場合がございます。後日、改めて相談となる場合がありますのでご了承ください。

○申告書や収支内訳書等は申告会場に備えてあります。

事前に必要な方は、税務課の窓口にて用紙を準備しておりますのでご利用ください。

○災害や団体等に対する寄付金又は義援金を支出した方は、寄付金控除が受けられる場合があります。団体等が発行する領収書、受領書、預かり証、加えて義援金等の場合は専用口座であることが確認できる新聞記事又は募金要綱等の写し、振込依頼書の控又は郵便振替の半券(ともに原本に限る)を持参して下さい。

申告相談をしなくてもよい方

- ・収入が給与のみで勤務先で年末調整の済んでいる方
- ・税務署で所得税の確定申告をされる方
- ・申告書作成を税理士等に依頼している方
- ・所得税の確定申告書を自分で作成し税務署に郵送する方、又はe-Taxにより電子申告する方



お忘れなく！マイナンバー

所得税等の確定申告には、①マイナンバーの提示②本人確認書類の提示が必要です。申告会場で申告を行う場合、下記に例示してある本人確認書類等を持参して下さい。

【例1】マイナンバーカード

【例2】マイナンバー通知カード(紙製)+
運転免許証など

■お問い合わせ

白河税務署 ☎0248-22-7111(代表)
税務課 課税徴収係 ☎33-2118

要介護認定者の所得税障害者控除について

身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、65歳以上で所得税法や地方税法で定める身体障害者に準じていれば、町が認定することにより控除が受けられます。要介護認定調査時の日常生活自立度等により該当される方には、1月下旬に認定証を送付いたしますので、確定申告時にご使用ください。



■お問い合わせ

健康福祉課 高齢者係
(保健福祉センター内) ☎33-7801

話してみませんか？自分だけではない、認知症のこと。介護のこと。



家族介護教室

介護に関する基本的な知識を学ぶ講座です。家族や自分・大切な人に介護が必要となったとき、あわてずに対応できるコツを学びませんか？どなたでもお気軽に参加いただけます。

日程と内容

	開催日	時間	内容	講師	参加費
1	2月2日 (金)	午前10時 ～ 正午	リフレッシュしながら家庭で行う介護のコツ ・排泄・食事の介護のポイント ・介護をする自分を支えるためにできること	福島県介護福祉士会 会長 小山田 米子氏	無料
2	2月15日 (木)	午前10時 ～ 午後2時30分	～認知症の介護～ ・認知症を正しく知ろう ・介護の思いを共有しましょう		500円 (弁当代として)

対象者 家族を介護している方、「介護」に関心のある方

定員 各講座25名程度

場所 棚倉町保健福祉センター 研修室

その他 どちらか1講座のみの参加も可能です。

各講座、開催日の1週間前までにお申し込みください。



■お問い合わせ・お申し込み 健康福祉課 高齢者係(保健福祉センター内) ☎33-7801

パイプハウス等農業用施設の雪害防止について

例年、冬の間は積雪によるパイプハウス倒壊等の被害が発生しています。気象情報に注意しながら事前に対策をし、被害防止に努めましょう。

事前対策 ・冬の間使用しないハウスは、被覆資材を速やかに撤去する。

・使用中のハウスは、中柱・タイバー等で補強する。暖房機の点検及び燃料残量を確認する。

降雪時の対策

・暖房機設置施設は内部カーテンを解放し、可能な範囲で室温を高め、屋根の雪を滑落させる。

・短時間の降雪で雪下ろしが間に合わない場合、被覆資材を切って倒壊を防止する。

※除雪作業は十分に安全を確保し行ってください。

■お問い合わせ 産業振興課 農林係 ☎33-2113